

令和2年度環境保全審議会意見書

基本目標	目標	分類	施策	意見		担当課	
					回答		
1	自然との共生	1	自然との調和	里山を保全し活用を推進します。	5	<p>荒廃した平地林や里山林の間伐、下刈り、植林等の森林整備を支援します。(身近なみどり促進事業)</p> <p>市において事業を用いて整備するのが適切と考えられる場所を特定しているか。また、取組を継続している事業はあるか。</p> <p>本事業(身近なみどり整備推進事業)は、荒廃した森林などであって、地域の環境保全に寄与するものについて、森林所有者等の要望に基づき事業実施場所を選定して市が森林の整備を行います。</p> <p>なお、令和元年度の新規実施箇所はありませんが、事業実施にあたっては、市と森林所有者等において10年間の森林保全に関する協定を締結し、整備後は森林所有者等が森林を適正に維持管理することとなり、現在、田村地区で2箇所、南地区、城中地区、杉下地区で各1箇所の計5箇所森林の維持管理が継続して行われています。</p>	産業経済課
1	自然との共生	1	自然との調和	里山を保全し活用を推進します。	9	<p>農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援します。(多面的機能支払交付金事業)</p> <p>多面的機能支払交付金事業については具体的に何を目標としているのか。また、効果にある指導・助言とは具体的にどんなものか。事業にある地域資源とは具体的にどのようなものか。また、優良事業などを市報で紹介しているか。</p> <p>国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成など、農業・農村の有する多面的機能は、地域の共同活動によって保たれていましたが、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混在化等の進行に伴い集落機能が低下して支障がきたしていることから、交付金事業を利用して地域の共同活動を促進し、農業・農村の有する多面的機能を維持していくことを目的としております。</p> <p>本事業は、各地域の組織団体が事業計画を作成し、計画に基づき実践活動の除草作業や農地周辺の植栽活動を行います。交付金が適正に使用され、計画どおり活動が行われているか指導・助言を行っています。</p> <p>地域資源とは、農地・水路・農道等の農業環境を示しております。</p> <p>優良組織については、毎年茨城県で美しい水土づくり優良活動表彰があり、本市では、平成29年度に「谷原西部活動組織」が、平成30年度に「青古新田活動組織」が、それぞれ農林水産部長賞を表彰されました。その際に、広報で受賞の紹介を掲載しました。</p>	産業経済課

1	自然との共生	1	自然との調和	農地を保全し活用を推進します。	12	市民に農業が親しめるよう、遊休農地を活用した市民農園等の利用を推進します。	市民農園として使用している土地は、市有地なのか個人の土地であるのか。 個人の土地であれば、耕作放棄地として利用することが望ましいが、今後も拡張する予定はあるのか。	産業経済課
						市民農園の土地は個人の所有地（遊休農地）であり、賃貸借契約により、現在は106区画を運営しております。利用者数が増加しており、現在の利用区画は103区画となっています。 区画の拡張については、今後の利用状況等を踏まえて検討して参ります。		
1	自然との共生	2	緑化の推進	緑の創出や緑化を推進します。	1	くつろぎや憩いの場、環境の保全や景観の向上など緑豊かな自然とふれあえる生活空間を形成する都市公園の整備を促進します。（都市公園整備及び管理事業）	都市公園ではシンボルツリーを整備する計画はあるか。 また、公園の草刈りの時期、回数について適正と判断する根拠は何か。	都市計画課
						現在、シンボルツリーを整備する計画はありませんが、都市公園及び街路樹については、当初の設計段階から樹木の配置や種類を決めた上で、公園や道路空間、広場面積の確保を行っております。 公園管理については、都市公園法第二条の三（都市公園の管理）や都市緑地法、関係法令に基づき、植栽遊具等の日常的な維持管理は市都市計画課で行っています。なお、草刈の時期や回数については、年3回（5月、7月、9月頃の繁茂する時期）実施しています。また、適宜公園パトロールを行い、追加の除草作業で対応しています。		
1	自然との共生	3	水辺環境の保全	生活排水処理施設の整備を推進します。	5	河川の水質汚濁の主たる原因である生活排水の処理施設整備を推進します。（生活排水処理施設整備事業）	合併処理浄化槽は適切に検査・管理されているか。 合併処理浄化槽の設置数を示していただきたい。	上下水道課
						合併処理浄化槽を所有・設置している方（浄化槽管理者）は浄化槽法に基づき、①法定検査の受検、②保守点検の実施、③清掃の実施が義務付けられているため、浄化槽管理者が保守点検業者、清掃業者及び(公社)茨城県水質保全協会と委託契約を締結し適正な管理に努めています。 (公社)茨城県水質保全協会による法定検査は、年1回行われ、処理水の水質低下等の不具合が発生していると判断した場合は、浄化槽管理者へ改善指導を行っています。 また、合併処理浄化槽の設置基数につきましては、令和2年3月末日現在で1,220基が個人宅等に設置されている状況です。		

2	循環型社会の形成	3	地球規模の環境対策	つくばみらい市地球温暖化対策実行計画（市の事務事業に関する温室効果ガスを削減する計画）」を推進します。（地球温暖化対策事業）	2	防犯灯のLED化を推進します。（防犯灯LED化事業）	平成29年から3年計画としてLED化に更新をされたが、1年ごとに更新した防犯灯の計画区域の場所及び灯数はどれくらいか。また計画及び実施した区域をホームページなどで公表しているか。公表していなければ、今後公表していただきたい。	防災課
							市では、防犯灯に加え、みらい平や絹の台の区画整理で整備された街路灯、交差点照明を一括管理しており、合わせて5,651灯を管理しております。 整備状況においては、平成29年度が小絹・板橋・谷井田地先に1,240灯、平成30年度が小絹・谷原・十和・板橋・谷井田・三島・小張・豊地先に1,233灯、令和元年度が福岡・小張・豊・三島・東・みらい平地先に1,049灯、合計3,522灯の蛍光灯仕様の防犯灯をLED化する工事を行いました。 整備状況につきましては、今後ホームページ、広報紙等により、公表いたします。	
3	快適な生活環境の創出	1	健康で快適なまちの形成	各種公害の未然防止を図り、市民、事業者への啓発活動を実施します。	1	公害の未然防止を図るための啓発活動を実施します。（公害未然防止啓発事業）	公害苦情が寄せられた件数と、解決した件数を示していただきたい。	生活環境課
							公害苦情件数60件の内、解決した件数は33件であり、直接現場確認に赴き行為者へ指導を行いました。 解決していない事案につきましては、現場を確認しましたが行為者が不明であった事案です。また、未解決含む苦情件数60件の内33件は野焼きによる苦情です。その他の件数につきましては、主に不法投棄による苦情などです。	
3	快適な生活環境の創出	2	地域に調和した景観の創出	田園緑地景観、水辺景観、都市景観の保全と向上を図ります。	4	屋外広告物の表示・掲出に関する行為について一定の制限により景観の保持を図ります。	屋外広告物の規制について、政治家の看板が長年放置されているものがあるが、市で対策はしているか。	都市計画課
							選挙看板等については、市選挙管理委員会に対応しております。 選挙等の看板は、政治活動用と選挙活動用に分かれています。 政治活動用ポスター（看板）は、選挙管理委員会と調整しています。 選挙活動として設置したものは、選挙運動期間（告示日から投票日前日まで）の設置は可能ですが、期間後は撤去するよう市選挙管理委員会が指導しています。 また、看板設置場所は、私有地に限られており、道路や法面の公有地に関しては、選挙看板等は設置できません。設置している場合は、道路管理者等のパトロールにより積極的に撤去しています。併せて破損看板や危険性がある看板は、選挙管理委員会が選挙事務所に連絡しております。 引き続き、県や市選挙管理委員会と調整し、景観保持をお願いしています。	